

令和8年度 保土ケ谷区社会福祉協議会事業方針

平成9年から策定・推進してきた「保土ケ谷区社協地域福祉活動計画」は、平成23年より「保土ケ谷ほとなまちづくり」として区地域福祉保健計画と一体化され、令和8年度からは第5期計画としてスタートします。地域住民や関係団体との連携・協働を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現を目指すことを基本としつつ、高齢化や人口減少、多様性など状況を踏まえ、社協として今必要とされる事業活動を速やかに実行できるよう協議し、取組みを進めていきます。

基本理念

つながり支えあい 安心していきいきと暮らせるまち ほどがや

重点取組

1 保土ケ谷区地域福祉保健計画（ほとなまちづくり）の推進

第5期計画の推進にあたり、会員団体と協働し区全域計画への取組みを進めます。
また、地区計画については、区役所・地域ケアプラザとともに推進の支援を進めます。

2 身近な地域のつながり・支えあい活動の推進

（1）地区社協の推進支援

地域福祉の中核でもある区内22地区社協について、地区内の各種団体とのネットワークを生かし、地域住民が主体となった活動となるよう、地区の実情に沿った支援を行います。

（2）課題を抱える方への支援

様々な課題や困りごとを抱える方に対して、地域や関係機関・団体とともに支える仕組みづくりを進めます。

また、高齢者や障がい者の権利を擁護するなど、安心して地域生活を送ることができるよう関係機関と連携・推進します。

（3）誰もが役割を持てる地域共生社会の実現に向けた取組

「支え手」「受け手」という関係を超え、地域や企業など多様な主体が参画し、地域福祉の向上を図られるよう、会員組織や様々なネットワークを活かし、時代の変化に即した新たな福祉活動に取組みます。

3 将来を見据えた取組みの推進

（1）次世代に向け、地域の福祉活動を継承するための支援

地域の福祉活動が継続でき、福祉への理解を広められるよう取組みを進めます。

また、ボランティア活動の推進を図り、地域福祉活動につながるよう進めます。

（2）持続可能な組織運営と基盤強化

大規模災害時を想定した対応訓練や事業継続計画の見直しを進めます。

会員の拡充や寄付金の計画的な活用、事務の省力化、財務状況の安定化など法人の基盤強化を引き続き進めます。

令和8年度 保土ヶ谷区社会福祉協議会事業計画

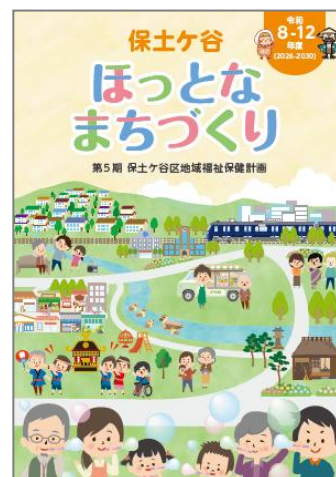
社会福祉協議会を「社協」と表記します

I 保土ヶ谷区地域福祉保健計画(ほっとなまちづくり)の推進

第5期地域福祉保健計画の推進初年度になります。

推進においては共同事務局の区役所と連携して計画全体の進行管理を行い、区全域計画を推進します。同時に地区社協を中心とした各地区がそれぞれの地区計画を推進できるように支援します。それらを通して、保土ヶ谷区の見守り・支えあいや区民の健康、必要な情報を得られる仕組みや体制をこどもから大人までのみんなで作り出していくことを目指します。

また、地域福祉保健計画は区社協の地域福祉活動計画でもあります。本会の取り組む事業に加え、会員となる各種関係機関や団体の活動がより一層展開し、推進される体制づくりに取り組みます。



テーマ1 見守り・支えあい

(1) 区ボランティアセンターの運営

ボランティアの登録受付、相談対応、情報の収集・提供、活動先紹介など、コーディネートを行います。ボランティアに関する相談にあたっては、ボランティア活動希望者と依頼者双方のニーズを丁寧にアセスメントし、適切なマッチングを行います。

対応が困難なケースや地域での支援が特に必要な相談については、地区社協、ボランティア団体、地域ケアプラザなどの関係機関と連携しながら、解決に向けて取り組みます。



マスコットキャラ
じゃがポラくん

(2) 生活に困窮した世帯への支援

生活再建を図る世帯に対して、区役所生活支援課等の支援機関による依頼・相談に基づき一時的な支援として食料品や生活雑貨の提供を進めます。

また、福祉制度につながっていない世帯や困窮により子育てに困っている世帯等を対象に、支援機関や民間企業と連携し、生活再建のきっかけとなるような支援を行います。

その他、生活福祉資金借受世帯に対し、食品や生活雑貨を支援する「ささえあいフードドライブ」を開催する等、本会の各事業と連動して相談者等に対して生活支援を有効に活用しながら生活の再建に向けた支援を行います。

区民生委員児童委員協議会に対し、行旅人、保護施設入所予定者等の援護として、交通費等に充当するための助成事業を行います。

(3)障がいのある人への支援

地区社協や区障害者地域自立支援協議会、区障害者地域作業所等連絡会、区役所等との連携により、障がいのある人やその家族が安心して暮らしていける地域づくりを進めます。



- ・障がいのある人の人権に関する啓発を推進するために「障害者週間キャンペーン」でのチラシや横断幕の活用、「みんなの作品展」や、社会福祉大会での福祉バザー等を開催し、地域に協力や啓発の働きかけを行います。
- ・区内地域ケアプラザおよび関係機関と協力し、長期休暇中に障がい児を対象とした余暇活動支援事業を実施し、障がい児の外出の機会を創出するとともに、地域住民への障がい理解の普及・啓発に努めます。

(4)災害に備えた日頃からの繋がりづくりの推進と整備

地域の防災力を高めるためにネットワーク強化や ICT を導入した災害時の体制に向けて整備を進めます。

- ・災害ボランティアセンターのマニュアル再整備と周知方法を検討し、内部訓練やシミュレーション訓練を通じて、発災時の開設準備体制の整備を進めます。
- ・地域防災拠点やボランティアに関連する関係機関・団体、個人会員で構成された「災害ボランティアネットワーク」の事務局を区と協働で担い、関係機関・団体との連携強化を継続します。
- ・区民への啓発についてネットワーク構成員と協議し、効果的な情報発信の在り方を検討します。
- ・火災や小災害に遭われた区民に対し、日本赤十字社や共同募金会と連携し、見舞金の支給等の支援を行います。



(5)保土ヶ谷区ふれあい助成金の配分

区内で行われるボランティア活動、市民活動団体や障がい者団体等の活動へ助成金を配分します。また、新規立ち上げ団体に対する助成については、随時相談・申請の受付(4月～12月)を行い、新たな地域活動の発展を支援します。

- ・活動の活性化と公平性の観点から、市域統一区分での運用をします。

【区分】「要援護者支援区分」「障害児者支援区分」

「福祉のまちづくり区分」「健康増進区分」

- ・公平性、透明性を確保するために「保土ヶ谷区ふれあい助成金配分審査会」において審査を行います。

(6)生活支援体制整備事業の推進

高齢者の生活支援・社会参加による介護予防の充実に向け、様々な主体と連携・協力しながら事業を推進します。

- ・区域の課題である「多様な主体との協働」「移動支援」について、取組を進めます。特に「多様な主体との協働」では、企業や社会福祉法人等と連携した地域づくりを目指します。
- ・関係機関と連携し地域アセスメントを進め、資源開発に取り組めます。買い物支援では、引き続き民間企業等と連携した移動販売の取組を進めると共に、地域住民の交流・見守りの場として広がるよう支援していきます。

【移動販売実施箇所(令和8年3月現在)】

- ・大手スーパーによる移動販売(25ヶ所)
- ・その他、個人商店や八百屋、地元農家などによる移動販売(11ヶ所)
- ・第2層生活支援コーディネーター連絡会を開催し、研修等を取り入れながら各エリアの状況把握を行うと共に、区域の課題を検討します。
 - ・第2層生活支援コーディネーター連絡会(年 11 回開催)
 - ・市域・区域等の各種会議、連絡会への出席
 - ・生活支援体制整備事業 市推進会議(年 10 回)
 - ・第1層生活支援コーディネーター連絡会・情報交換会(年 8 回)
 - ・生活支援体制整備事業 区事務局会議(年 12 回)



(7)企業や社会福祉法人の地域貢献活動の充実

企業や社会福祉法人に対して地域貢献活動に関する相談や情報提供を行い、地域のニーズや課題をつなげるコーディネートに取り組めます。区内において企業や社会福祉法人による地域貢献活動が活発になるよう裾野を広げます。

テーマ2 いきいき健康

(1)地域食堂連絡会「みんな de 食堂懇談会」等

「みんな de 食堂懇談会」等地域の資源が連携し地域で集える場を構築し、多世代が集う活動を展開できるよう、支援します。

(2)子育て支援

地域子育て支援拠点「こっころ」、区役所、地域ケアプラザおよび地域子育て支援関係団体等と連携し、子育て支援の情報の整理や共有を行い身近な地域で安心して子育てができるよう取り組めます。

(3)会員団体の活動支援

地域福祉保健計画を推進するために会員団体と連携して、課題を把握し、活動の支援を行います。

テーマ3 担い手づくり・情報

(1)地域における福祉教育・福祉啓発の推進

学校や地域での福祉体験・学習の開催を促すとともに、企画や講師派遣などについてコーディネートを行います。また、下記のとおり福祉教育・福祉啓発についての支援を行います。

- ・福祉教育ニュースの発行など、学校や区内の企業、地域などが福祉教育へのイメージを持ちやすく、また取り組みやすくするための情報提供
- ・「先生のための学校で使える福祉教育ガイド」を活用した学校での福祉教育の推進
- ・福祉教育を推進するための連絡会・研修会の実施
- ・車椅子等の教育資材の貸出

(2)福祉保健活動拠点の運営

今年度より新たな指定管理期間となる区福祉保健活動拠点について、区内の福祉保健活動を推進するために、活動や交流の場となる管理運営を行います。

運営にあたっては、利用者満足度アンケートやご意見箱での声等を参考にしながら環境を整備したり、団体同士がつながることができるように利用団体懇談会の開催、情報掲示板を活用してボランティアや福祉情報の発信などに取り組みます。

また、複合施設の強みを生かして、かるがも内の他施設と連携・協働していきます。

【指定管理期間】 令和 8 年 4 月1日から令和 13 年3月31日まで

※令和 8 年 1 月末時点

福祉保健活動拠点 登録団体数	111団体
----------------	-------

(3)区ボランティアセンターの運営【再掲】

ボランティアの登録・相談、情報の収集・提供、各種講座等の開催などボランティアの発掘・養成を行います。

ボランティア講座については、地域や依頼状況等の実情をふまえたボランティア研修・講座を開催し、地域活動・ボランティア活動へのきっかけづくりを進めます。

登録ボランティアに対しては、関心のある活動や希望などを丁寧に聞き取り、初めてボランティアをする人でも参加しやすい活動機会の提供や、個々の特性に応じた活動先の紹介を行います。また、随時活動状況を確認し、活動のフォローアップを行うとともに、活動の場を広げて地域での活動につなげられるように支援を行います。

ボランティアセンター運営委員会では、ボランティアセンター運営の活性化および配分計画を策定し、善意銀行預託金の公正な配分を行います。

※令和 8 年 1 月末時点

ボランティア登録者数	グループ	34 団体
	個人	205 名

(4)地域食堂連絡会「みんな de 食堂懇談会」等【再掲】

ボランティア活動を希望する方に対して、昨年作成した地域食堂マップ等を活用し 各
食堂の取組を紹介する等、担い手の発掘にかかわる支援を行います。

(5)ほとなまちづくりフォーラムの開催

社会福祉大会と同時開催のほとなまちづくり
フォーラムでは、地区による地域活動の発表を通して、
第5期保土ヶ谷区地域福祉保健計画(ほとなまち
づくり)の基本理念である「つながり支えあい 安心して
いきいきと暮らせるまち ほどがや」を推進します。



(6)情報の収集と発信

ボランティア団体、地域活動団体や福祉施設等の状況など、最新情報の収集と分析・
整理を行います。また、地域活動に必要な情報について、広報媒体に応じた内容を掲載し、
区民に広く早く発信していきます。

- ・本会広報紙「社協ほどがや」の発行(年2回、1回目は区社協会員、2回目は全戸へ配布)
- ・移動情報センター広報紙「いこうyaほどがya」の発行(年1回)
- ・ボランティアセンター広報紙「ほどがやボラセンだより」の発行
(年2回、ボランティア登録者や地域活動団体、関係施設、来館者等へ配布)
- ・SNSを活用した迅速なボランティア情報の発信
- ・本会ホームページの更新による身近な情報が得られるための取組
- ・デジタルサイネージを活用した、多様な福祉情報の効果的な発信



Ⅱ 身近な地域のつながり・支えあい活動の推進

社会的孤立等を背景に様々な課題や困りごとを抱える方に対して、本会が持つ機能やネットワークを活かして早期発見・早期対応・予防的取組を地域や関係機関・団体とともに支える仕組みづくりを進めます。

また、地域とのつながりづくりを高齢者や障がい者の権利を擁護するなど、安心して地域生活を送ることができるよう関係機関と連携・推進します。

(1)地区社協活動の推進支援

地区社協が地域の様々な団体のネットワークの強みを生かしながら地域づくりの中心的な役割を担えるよう活動を支援します。

・地区社協活動の支援

地区担当制による各地区社協定例会議への出席、地区状況確認のためのヒアリングを通して地区社協の現状把握とニーズに即した支援を行います。

・地区社協会長・事務局長合同会議(地区社協分科会)および研修会の開催

地区社協活動の充実に向け、地区社協会長会、事務局長会、合同会議の定期開催およびニーズに応じた研修会を開催します。

・会長会議(年1回)

・事務局長会議(年1回)

・会長・事務局長合同会議(年4回)

・地区社協研修(新任役員研修、会計研修、テーマ別研修など)

・地区社協活動への財政的な支援

地区社協活動費、地区社協助成金、世帯賛助会費還元金交付により活動を支援します。

(2)あんしんセンター(権利擁護事業)の運営

・あんしんセンターの運営

日常的な金銭や財産の管理に不安がある高齢者や障がいのある方を対象に、本人との契約に基づいて金銭管理等のサービスを提供します。また、必要な支援体制を整えるため、区役所や地域包括支援センターとの連携に努めます。また、利用に向けた待機者を出さないよう注意を払いつつ、地域における権利擁護推進のため、効果的な周知を検討します。

※契約件数(令和8年1月末時点)

サービス内容	件数
福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス契約	54件
(うち、財産関係書類等預かりサービス契約もあり)	(5件)

・情報登録事業の入力支援事業【新規】

横浜市が進める「身寄りのない高齢者等への支援」の一環として行われる情報登録事業(ヨコハマあんしん登録)について、区内高齢者の意思決定を支援するための入力支援を行います。また、これからの生活を安心して自分らしく過ごしていただけるよう、必要な方に対し横浜生活あんしんセンターと連携し、適切な相談機関「あんしん終活相談センター」(令和7年11月28日開設)を紹介します。

・成年後見制度の利用促進に向けた取組(市民後見人養成・活動支援事業含む)

区内の権利擁護の推進を目指し、権利擁護に関する課題の検討と、区域の権利擁護関係機関・団体のネットワークを強化することを目的に、各支援機関と協働し区協議会(成年後見サポートネット)を実施します。また、その中であんしんセンター契約者に対し、法律的な課題や判断能力の低下が見られる方については、定期的なモニタリングやサポートネットを通して、適切なタイミングで成年後見制度へ移行できるよう、関係各所と連携して取り組みます。

その他、区役所および地域包括支援センターと共催で権利擁護推進の市民後見サポートネットを開催し、“市民後見人”の活動周知及び、弁護士をはじめとした士業によるフィードバックを含む研修等スキルアップを行います。

“市民後見人”とは、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者の権利を擁護し、地域での生活を身近な支えるため、家庭裁判所から選任された市民のことです。

(3)移動情報センター事業の実施

障がいのある方のための外出相談窓口として、ガイドヘルパー事業所等の紹介とガイドボランティア事業を活用したコーディネートを行います。

区内の移動に関するサービス、情報がさらに充実したものとなるよう、ガイドヘルパー等サービス事業者と関係機関との連携を図ります。

また、ガイドボランティア事業では、区ボランティアセンターと連携した外出支援を提案します。併せて、日頃から地区担当職員と協力し、さまざまな支援に結びつけます。

さらに、横浜市ガイドボランティア事業事務取扱団体として地域へのガイドボランティア制度の普及に努め、移動支援に関わる人材確保・育成やサービスの向上を目指します。

※令和8年1月末時点

ガイドボランティア 登録者数	60 名
ガイドボランティア 支援対象者数	53 名

(4)生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢世帯や障がいのある方の世帯に対して、必要な相談支援を行い、世帯の経済的自立を図り、安定した生活を送れるように貸付事業を行います。

また、借受者の現状を踏まえ、ニーズに応じて自立して安定した生活を営むことができるよう、民生委員や関係機関と連携を図り、生活困窮者の支援に取り組みます。

進学のための貸し付け等について、必要としている方に情報が届くように、学校の進路担当教諭に向けた制度説明を実施します。

コロナ禍において実施された生活困窮者を対象とした特例貸付の他、教育支援資金や緊急小口資金等の制度における借受者に対して、償還に向けた相談支援(フォローアップ)を行います。

その他、特に生活に困窮した借受人に対しては、食品や生活雑貨を支援する「ささえあいフードドライブ」を通して、必要な制度の紹介に加えて償還までの支援を行います。

Ⅲ 将来を見据えた取組の推進

次世代に向けて様々な取組や想いが継承されるために福祉活動が継続でき、福祉への理解を広められるよう取組を進めます。また、寄付金の計画的な活用を通して参加者や活動者がボランティア活動の輪に参画するきっかけづくりを進めます。

また、コンプライアンスの遵守や財務状況の透明化や安定化を図り、持続可能な組織運営と基盤強化をした法人の運営を進めます。

(1) 保土ケ谷区社会福祉大会の開催

ほっとなまちづくりフォーラムと同時開催の社会福祉大会では、地域福祉活動などに功績のあった方々を表彰し感謝の気持ちを伝えます。

また、障害者事業所や団体による福祉バザーや作品展等を開催し、福祉の理解につなげます。



(2) 善意銀行の運営

日常の中で寄付に触れる機会を増やし、住民の想いを形にして受け取り、必要とする人や活動へ届ける仕組みを整備するとともに、支援の循環を目指します。

- ・より多くの住民が気軽に寄付に参加できるよう、窓口での寄付・物品の寄付受入に加え、インターネットでの寄付受付を導入します。
- ・子ども食堂を利用する子どもたちへの支援や障がいのある方の外出機会づくりに活用します。
- ・新たに地域の居場所となる常設サロン等への配分を行い、誰もが安心して集い、支え合える地域づくりにつなげていきます。
- ・住民や企業、団体が安心して寄付できるよう、本会ホームページや外部媒体を通して寄付の使い道を分かりやすく伝えるなど、積極的に情報発信を行います。

(3) 地域ケアプラザとの連携

地域ケアプラザとの地域支援に関する情報や取組等の共有をより一層進め、一体的かつ効果的に地域支援を進めます。

- ・地域活動交流コーディネーター連絡会の開催(年12回)と連携
- ・生活支援コーディネーター連絡会の開催(年11回)と連携
- ・地域ケアプラザ所長連絡会への出席(年12回)
- ・地域ケアプラザの包括カンファレンスや地域ケア会議への出席
 - ・包括カンファレンスへの出席:地域ケアプラザごとに年12回
 - ・地域包括支援センター全体会への出席:年6回
 - ・地域ケア会議への出席:地域ケアプラザごとに年2～3回程度
 - ・運営協議会への出席:地域ケアプラザごとに年2回程度

(4)地域の皆さまから信頼される組織運営

・会員組織として

ネットワークの強化に向け、区内のさまざまな団体に本会の会員になっていただけるよう、会員拡充に継続して取り組みます。また、本会会員である区域の団体(区老人クラブ連合会や子ども会、医師会、薬剤師会、保健活動推進委員会 等)で構成された地域福祉活動計画推進プロジェクトを通して、保土ケ谷区地域福祉保健計画(ほっとなまちづくり)を推進していきます。

・法人運営について

理事会、評議員会や、企画委員会等の各種委員会を通して法人の運営方針を検討し、信頼される区社協をめざして、事業を推進していきます。各部会・分科会では、横のつながりを強化して、地域との連携や社会貢献活動などの情報共有や、共通課題の解決策の検討等、部会・分科会活動の活性化に向けて取り組みます。

・財政基盤について

区内の地域福祉活動の充実を目指して、賛助会費を募集します。地域の皆さまからお預かりする世帯賛助会費・善意銀行に関して、それらの趣旨や使いみちについて皆さまに知っていただけるよう、広報紙やインターネット、SNSなどを活用して周知し、地域福祉活動の財源確保に努めます。

・職員の資質向上

法人内外の研修を通して、様々な地域の福祉活動を住民の皆さまと共に推進できるよう、職員の資質・専門性の向上を図ります。また、コンプライアンスの推進、苦情への対応、ご意見を募る仕組み(ご意見箱の設置)はもとより、日常的なコミュニケーションの中で相談しやすい環境の整備に努めます。

・パートナーシップ協定による団体の支援

保護司会、更生保護女性会とパートナーシップ協定を締結し、それぞれの団体の自主性や強みを活かしながら、協働して活動を支援していきます。

・関連団体の事務局運営

共同募金会、日本赤十字社、遺族会の区事務局として、これから先の将来を見据えた支援を進めていきます。